

都南浄化センターほか消防用設備定期点検業務委託
特記仕様書

この仕様書は、都南浄化センターほか消防用設備定期点検業務委託に関し、必要な事項について定めるものである。なお、記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」等によるものとする。

1. 業務の目的

消防法第17条の規定に基づき、消防用設備等の機能維持を図ることを目的とする。

2. 業務の対象施設

(1) 施設名称及び住所

都南浄化センター	盛岡市東見前地内
中川ポンプ場	盛岡市盛岡駅西通地内
高田ポンプ場	紫波郡矢巾町大字高田地内
繋ポンプ場	盛岡市繋字猿田地内
巢子ポンプ場	滝沢市巢子地内
舟田ポンプ場	盛岡市下田字牡丹野地内
柴沢ポンプ場	盛岡市下田字陣場地内
手代森ポンプ場	盛岡市東見前地内
東仙北ポンプ場	盛岡市東仙北地内

(2) 設備の種類及び数量

別紙設備一覧表のとおり

3. 業務の範囲及び内容

消防法に基づく消防用設備等の点検等

(1) 機器点検 7月～8月

(2) 総合点検（機器点検を含む） 12月～1月

(3) 消火器内部及び機能点検（放出試験含む）27本

内訳：蓄圧式 4型2本、10型23本、50型2本

内部及び機能点検の内容は、消防用設備等の点検要領（平成14年6月11日消防予第172号（最終改正令和7年10月3日）第1消火器具による。

(4) 屋内消火栓ホースの耐圧性能点検 7本

(5) 消火器の交換等

(3)で点検した蓄圧式消火器について、交換等（既設処分等を含む）を行う。

(6) 感知器（光電式スポット型2種）不具合個所については予備品と交換する。

(7) 消火訓練

初期消火の重要性の説明、消火器等による消火器の取扱い方法と消火訓練及び屋内消火栓を用いた放水設備の取扱い方法を、機器を運転して説明すること。実施時期については、監督職員と協議すること。

4. 提出書類

- (1) 業務実施計画書 3部 点検着手1週間前まで
(年間予定表、業務体制、緊急連絡体制、安全管理等)
- (2) 業務報告書 2部 点検終了後1ヶ月以内
(点検・整備記録、写真等)
- (3) 消火訓練実施報告書 2部 訓練終了後2週間以内
(訓練内容、各消火設備利用時の注意点、写真等)
- (4) その他監督職員の指示したもの

5. 消防法第17条の3の3の規定に基づく点検結果の報告

- (1) 本業務で実施する点検対象施設の内、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防署への報告対象施設は以下のとおり。
 - ・ 都南浄化センター
 - ・ 高田ポンプ場
 - ・ 繋ポンプ場
 - ・ 舟田ポンプ場
 - ・ 柴沢ポンプ場
- (2) 上記施設について、「消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告書」3部作成し、「4. 提出書類 (2) 業務報告書」と共に発注者に提出すること。
- (3) 発注者の指示により「消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告書」を所轄消防署に提出すること。

6. 機械器具、材料等

保守及び点検に必要な工具及び機械器具、材料等全て受注者の負担とする。

7. 留意事項

- (1) 保守及び点検は監督職員の指示のもとに行うものとする。
- (2) 点検作業は、消防設備士または消防設備点検資格者が行わなければならない。
- (3) 点検中にも火災発生 of 信号が発生する可能性があることを念頭に置いて点検を行うこと。
- (4) 点検の際に同時に清掃調整を行い、設備が有効に機能するように保持すること。
- (5) 次に掲げる部品の交換等に要する費用は、受注者が負担するものとする。
 - ア 設備用各種電球及びソケット類
 - イ スイッチ、ヒューズ
 - ウ 発信機用保護ガラス
 - エ 終端抵抗
 - オ 消火薬剤、ガス(消火器用)
 - カ 消火設備放出試験用ガスこれ以外の部品は、発注者が支給し、受注者が交換等を実施するものとする。

- (6) 令和8年度に、都南浄化センター汚泥処理棟の消防用設備の一部を本業務とは別に改修する計画である。
- (7) 発注者が示した図面に対して相違点がある場合は、書面にて報告するものとする。

種別	規格等	単位	都南浄化センター											計	備考												
			管 理 棟	汚 泥 処 理 棟	機 械 濃 縮 機 棟	ボ イ ラ ー 棟	消 化 ガ ス 発 電 機 棟	汚 泥 焼 却 棟	塩 素 滅 菌 棟	余 剰 ガ ス 燃 焼 室 棟	水 処 理 電 気 室	特 高 受 変 電 施 設	2 系 初 沈 電 気 棟			2 系 終 沈 電 気 棟	管 道										
1	消火器具 粉末消火器(筒圧式) 粉末消火器(車載式) 加圧送水装置 制御盤 消火栓(屋内) 起動用スイッチ 表示灯 音響装置 水源(野水機、給水装置、バルブ類等)	本 本 組 面 組 個 灯 組 組	94 6 1 1 26 26 26 26 1	30 19 1 1 4 4 4 4 1	19 19 25 25 7 32 5 1 3 5 7 25	1 1 4 4 4 4 1 1 1 2 2 26	13 13	5 1	3 1	5 5	7 7	10 2	24 24	262 21	38 1	16 7	8 14	20 20	19 19	9 9	7 7	393					
2	屋内消火栓 設備	組 面 組 個 灯 組 組	1 1 26 26 26 26 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	1 1 4 4 4 4 1	22 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	22	・総合点検時、放水試験実施 ・総合点検時、都南浄化センターの消 火栓ホース7本について耐圧性能点検を 実施			
3	不活性ガス 消火設備 (二酸化炭素)	基 個 個 個 組 面 組 組 個 個	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	9 9 2 2 3 1 1 2 2 26	作動試験を含む。
4	ハロゲン化 物消火設備 (ハロン1301)	基 個 個 個 組 面 組 組 個 個	22 22 2 2 3 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	7 7 2 2 2 1 2 2 2 2	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	29 29 4 4 5 2 2 4 5 2 4 5 12 19 4 51	作動試験を含む。		

